

会議録

- 1 開催した会議の名称 第18回小城市都市計画審議会
- 2 開催日時 令和4年11月15日(火) 15時30分から17時40分まで
- 3 開催場所 小城市役所西館2階 大会議室
- 4 出席者 後藤会長、松尾委員、井手委員、大家委員、香月委員、満岡委員、川口委員、古川委員
(委員8名)
永田都市計画課長、大坪下水道課長、石井副課長、香田副課長、内田係長、土井係長、
柴田主査、原田(事務局8名)
(株)NJS(オブザーバー1名)
- 5 傍聴 なし
- 6 次第 (1)開会
(2)挨拶
(3)配付資料の確認
(4)委員出席数
(5)審議会の公開・非公開
(6)審議
小城市都市計画下水道の変更(案)について
(7)閉会

※ホームページ公表に関して、
①委員名は、匿名にて公表します。
②開会、挨拶、資料確認の内容は省略します。

<開会>

<挨拶>

<配布資料の確認>

<委員出席数>

○事務局（石井副課長）

次第の4番、委員出席数についてでございます。

本日、ご出席の委員の方々の出席数についてですが、小城市都市計画審議会条例 第7条第2項に「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」となっております。

本日、審議会委員10名のうち、8名にご出席いただいておりますので本審議会は成立しますことをご報告いたします。

本日はオブザーバーとしまして、下水道再編計画の業務を行っていただいております株式会社NJSの方より1名ご出席いただいております。

<審議会の公開・非公開>

○事務局（石井副課長）

次第の5番、審議会の公開・非公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、「公開・非公開の決定は、審議会等の会長が当該会議に諮って行うものとする。」となっておりますので、後藤会長にお諮りいただきますようお願いいたします。

○後藤会長

はい、それではただいま、事務局より説明のありました本日の審議会の公開・非公開について決めてほしいとのことですので、お諮りしたいと思います。市の指針の中で、審議会等の会議は、小城市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合を除き、原則公開となっております。小城市情報公開条例第7条各号では、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」、「市が行う事務又は事業に関する情報で、公にすることで、当該事務又は事業の性質上、適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」などとなっております。本日の審議会につきましては、特に秘すべきことはないとのことですので、公開ということで進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○後藤会長

はい、ありがとうございます。それでは公開ということでよろしく申し上げます。ホームページ等で公開をさせていただきます。

○事務局（石井副課長）

ありがとうございました。それでは審議会及びその結果等については、公開で進めさせていただきます。

なお、本日、審議会勉強会への傍聴の申し込みはあっておりません。

<審議>

○事務局（石井副課長）

それではこれより、次第の6、審議に入りますが、審議については、都市計画審議会条例第7条第1項に「会長がその議長となる。」とありますので、後藤会長、よろしく申し上げます。

○後藤会長

はい、こんにちは。出席ありがとうございます。よろしく申し上げます。

本日は、建設部長様より「重要な案件」とご発言がありましたけれども、しっかりと皆さんの目を光らせていただいてご審議いただければと思います。ご協力よろしく申し上げます。さっそくですけども議案第1号の小城市下水道再編計画（案）について、事務局よりお願いいたします。

まず、（案）の前に説明があるということです。

私から1点、（案）というのは、最終的にはこの都市計画図にされるということですか。（案）というのは、図に落とし込まれるものと考えていいですか。説明よろしく申し上げます。

○事務局（内田係長）

こんにちは、小城市下水道課の内田と申します。本日は小城市都市計画下水道再編計画（案）について審議をよろしく申し上げます。前回の勉強会からちょっと時間が空いていますのでこれまでの説明内容を振り替えさせていただきます。

まず、令和4年3月28日の都市計画審議会の方で下水道整備計画見直しの背景と目的、作業内容と今後のスケジュールについての説明をしました。そして、7月13日の都市計画審議会勉強会におきまして、計画見直しの条件及び検討方法と（案）の提示をさせていただきました。

3月28日の内容としましては、1番の下水道整備計画の見直しの背景ということで現在の下水道整備計画が平成21年度に策定をしたもので、策定から10年以上経過しておりまして、下水道事業を取り巻く環境が色々変わってきている、ということがあります。

次に国の方針としまして、「10年概成」というものが提示されています。これは令和8年度までに汚水処理の整備を95%以上概成を目指しなさい、ということで示されておりまして令和9年度以降の国庫補助金が今のところ不透明という形になっています。

次に労務費や資材価格の上昇が続いておりまして、事業費の増大が続いている、ということがあげられます。一方では将来的な人口減少が見込まれておりまして、下水道の接続がだんだん減っていくと想定されます。

次に2番ですけれども、下水道整備計画見直しの目的ということで、限られた財源の中で安定的、継続的かつ効率的に整備を進めていく、早期の生活環境の改善および公共用水域の水質保全を目指す、下水道と合併処理浄化槽による地域特性に応じて使い分けながら整備を進めていく、効率的に進めていくことを目的としております。

作業内容としましては、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を基本とした検討を進めていく、ということでご説明させていただいております。

それと、今後のスケジュールということで、説明をしておりました。

次に7月13日の都市計画審議会勉強会におきまして、見直しの（案）の提示をさせていただきました。その中でどういう検討をしました、ということで説明をしまして、ステップ1として集合個別判定としておりますけれども、「下水道で整備をした方がいいのか」、「浄化槽で整備をした方が有利なのか」、というのを小さいブロックに分けながら、比較等をしております。その際に基礎条件として、将来人口を使ったり、アンケート調査の接続意向のところを使ったりとかをして集合個別判定をして、その結果、牛津・芦刈処理区の判定におきましては、現在整備を行っている、進めているところ以外のエリアにつきましてはすべて浄化槽による整備が有利となりました。次に小城処理区・三日月処理区におきましては、ステップ2の検討としまして、3つのケースを作って検討を行いました。そのケースの分け方としては、浄化センターの現状と計画ということを考えながら、ケース1・ケース2・ケース3と作っております。ケース1が今の現状の施設で取り込める範囲がどこまで取り込めるのかというのがケース1、ケース2がもう1つ設備を増設してそしたらどこまで取り込めるか、というのがケース2でした。ケース3というのは建屋自体をもう1つ増やして増設した場合にどこまで取り込めるのか、という検討をしておりました。その際にケース1とケース2で将来的な更新等を含みまして21億円程度の差が出ます。ケース1とケース3では61億円程の差が出ましたのでケース1が最も有利ということで判断をしまして、ケース1を選定しています。そこに地域特性というその地区の状況等を踏まえたところで精査をしまして、見直し（案）を作成し、皆様にお示したところでした。

その後質疑におきまして、「アンケート調査で接続を希望しないという方の意見を見たい」ということでお話がございました。ここまでが前回までの内容となっております。今日はそのアンケート調査で「希望しない」と回答された方の意見について資料を準備しております。

お手元にも資料があるかと思えますけれども、まず大きく分類しますと、「費用負担により接続を希望しない」という方、それともう1つは、「下水道の必要性を感じない」という方が大きくいらっしゃいまして、あと少数意見として、「説明をもうちょっとしてほしい」とかその他意見がございました。

費用負担の方ですけど内容としましては、「個人負担が大きすぎる」とか個人負担についての意見がありました。それと「年金生活であり費用負担が難しい」とか「市の助成が必要である」とか「もう既に浄化槽を設置しているため、下水道にまでお金をかけたくない」というような意見が見られました。

下水道の必要性を感じないという方の意見としては、それも同じく「もう既に浄化槽を設置しているため下水道の必要性を感じない」という方、「賃貸であつたり空き家であるために下水道は必要じゃありません」という方、それと「年齢とか今後の見通しを考えて下水道の必要性を感じません」という方、それと「そもそも下水道にメリットを感じない」という方がいらっしゃいました。

それとその他の意見として、「市民にとって費用の少ない方で進めてほしい」、「災害時に下水道は使えなくなることがあるんじゃないか」とか「計画的に下水道は密集地に限るべきで、浄化槽区域の面積を増やすべき」、そういう意見もいただいております。

ここからが本日審議をお願いしたい内容となっております。

資料としては青い資料と先ほどの図面になっております。一応エリアとしては前回（案）をお見せした段階から大きく変わっておりません。ブロック単位での追加削除等は行っておりません。変更点としましては、詳細な現地調査の結果、公共柵の設置申請がその後出てきた分と一部の空き地とか農地を追加削除を行っております。詳細につきましては、業務を行っていただきましたコンサルタントの株式会社NJSの方より説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○オブザーバー（株）NJS

改めまして、小城市都市計画下水道に関して下水道の計画区域の再編ということで検討させていただきました（株）NJSと申します。よろしく申し上げます。

今日の説明資料を説明します。住民さん等の説明会のときに使用した資料で時間の都合で一部割愛をしてお説明をさせていただきます。

今日ですね、大きく4点、小城市の汚水処理の現状について簡単のご説明をさせていただいて、その後、下水道事業の課題、小城市の下水道事業の課題、3点目として小城市の下水道整備区域の見直しの部分と最終的な都市計画決定（案）について説明させていただければなと思っております。

まず最初に小城市の汚水処理の状況についてですけれども、こちらの表に示しましたとおり大きく、清水・原田処理区、小城、三日月、牛津、芦刈というような小城市さんの場合、処理構成になっておりまして、現状、もともとの計画と言ってよいかもしれませんが、今、生きている計画の計画区域面積というのはトータルで964haというふうになっています。そのうち、整備済み面積が真ん中に記載しておりますけれども、約603haとなっています。ぱっと見て頂ければわかると思いますけど小城市の特徴としては、やはり旧小城を中心とする小城処理区の整備率が非常に低いと。実際323haという計画区域面積に対して65ha。整備率でいくと20パーセントということはかなり低い水準にあるということが特徴になっております。その他の排水処理区については70パーセント台を超えておりまして、一般的な整備率水準になっていると考えられます。

今ご説明したように整備済み区域というものが603haに対して、未整備区域は約361haとなっています。先ほど小城市さんの方からもご説明がありましたように、国の方針として令和8年度までの汚水処理の概成というものをうたっております。R8年度まで概成しないとしても仮に小城市の整備水準で361haを整備し続けた場合は約30年以上整備に時間を要するという試算になっております。

つまり、かなりどんな早いスピードでやっても30年以上、情勢によっては40年、50年かかっていくというようなことがありまして、361haと小さいように見えますけれども、かなり実際面整備をするにはハードルが高いというのが現状となっております。

今回、こうした中で未整備区域の方々を対象に下水道の希望アンケート調査というものをさせていただいております。実際みなさま方にアンケート用紙1世帯1世帯お配りさせていただいてアンケート調査をさせていただいておりますけれども、お手元の資料にありますとおり、市全体で「接続を希望する」という方が27.7パーセント、「接続を希望しない」という方が26.6パーセントということで、回答いただいた方の半分半分が接続を希望する、希望しないと分かれています。さらに未回答の方がおられまして約半数近くが未回答でしたけれども、未回答をどのように取り扱うかというのは様々な議論があるんですけども、我々の長年の経験からいくと、あまり興味をもたれていない、要は下水道自体にそこまで執着をしていないということが現れるので未回答になるのかなということです。

このアンケート調査が何の、どういったところに役に立つかということですが、実際今までの日本の下水道整備というのは、「整備をすればみんながつないでくれますよ」という性善説というか、100パーセント接続率とわれわれ言ってましたけどそういった形で下水道整備を推進してきました。でも小城市さん以外の地域でも今どういう状況になっているかというと、「整備はするんだけどなかなか接続してもらえない」というのが課題として、小城だけではなくて日本全国、下水道事業を行っている事業者さんで課題としてなっている。そういったことをこうやって実態調査をして、まずは整備する前に個別の皆さん方の考えをおうかがいして、希望するのかもしれないのか、ということを的確に反映した形で整備計画区域を作っていただいて、現実とかけ離れてしまうというのが課題としてありましたので、そういったところを今回はアンケート調査という形で現状を把握したといった経緯があ

ります。

そうした中で下水道事業の課題ということです。このタイトルは「小城市の下水道事業の課題」というふうに記載していますが、下水道事業には多額の費用と長い年月が必要になるということで、我々としては非常に言いづらい部分ではあるんですけども、下水道事業そのものが結局限られた財源の中で安定的、継続的かつ効率的に実施をしていかないといけないという事業になっておりますので、やはり適正な整備区域を定めていくということが必須になってきています。そういったところから今回区域の見直しというものを実施をしています。

次に小城市下水道整備区域の見直しの考え方です。ちょっとはしょった形で絵で示していますが、まず最初に、将来の人口推計を行っています。要は、みなさんも知ってのとおり、全国的に少子高齢化ということで、人口減になっています。一部地域では、人口増の地域もありますけども、基本的には今後、人口が減っていくという地域が大多数です。そういったところで、小城市においても、こういった人口動態になるのかをまず最初に分析をしています。

さらに2点目としては先ほどご説明した住民意向調査結果の反映ということで当然、今回アンケート調査というのは、1世帯1世帯にお配りさせていただいたと少しご説明しましたが、どの地域でこういった接続を希望するのか、多いのか、少ないのかというのは、バックデータとしては細かく把握をしています。そういったものを2番目として指摘をさせていただいております。

3点目としては、経済性の比較ということで、先ほどご説明したように浄化槽で整備するのがいいのか、公共下水道として整備する方がいいのかという経済性の比較を行っております。そういった個別の比較検証結果に基づいて、最終的に下水道区域の見直しというものを行っております。

次に手順の中身の要点だけを説明をします。まず最初に将来人口推計です。こちらの表に今後20年後の推計値を示させていただいております。今現状は、令和2年度実績ということで、市全体の人口が45,000人くらいになっております。今後20年後、どのくらいの人口規模になるのかと推計すると約39,600人ということで12パーセントくらい減になるという予測になっております。そういった人口推計結果、それと経済性の比較検討結果から最終的に今回どういうふうな試算になったのかというのを少し要点だけ、これ本当に細かく説明しますとかなり時間を要しますので最終の結論の部分になりますけども、見直し前後の下水道区域の面積ということで、もともと964ha見直し前予定しておりましたけども、見直し後については、677ha、約287ha減にしています。

この見直しによってどれくらいの事業費の圧縮効果があるのかと言いますと、右のグラフに示しましたとおり、約240億円程度の経済的圧縮効果があるとなっています。こうしたことから下水道区域を縮小して浄化槽区域を拡大していくというような方針を今回検討結果として出ております。

次に整備区域の見直しということで、お手元に少し図面をつけておりますけども、最終的に青色の区域というものが当初下水道で整備しますよと言っていた区域から浄化槽への区域に変更になります。赤色の区域については引き続き下水道の区域として対応していくと。当然この赤色の区域の中には、

すでに整備済みの区域も含まれておりますので、最終的には赤いエリアが下水道区域で残って、青いところが浄化槽の区域になる。色がついていない区域については浄化槽の区域という形になります。

次に最終的な都市計画決定（案）ということで、小城都市計画下水道の変更総括図ということで、このスライドの後ろの方にもお手元にA3で折込で図面がついてありますが最終的に先ほどご説明したように、964haから677ha、マイナス287ha削除してますよといった形になっています。

小城処理区については、もともと323haに対して122haということで、マイナス201haになっています。三日月地区については、211haだったものが37ha削除して174haというふうになってますし、牛津処理区については303haに対して27ha削除して276ha、最後に芦刈処理区については123haだったものが101ha、22ha削除して101haという形で最終的な計画区域決定を行っています。

以上、かなりはしょった説明になっておりますけども、私からの説明とさせていただきたいと思いません。

○事務局（内田係長）

続きまして、これまでに行いました住民説明会の報告ということで、させていただきます。

まず、今回の見直しに関係する区長様に事前説明会としまして、8月18日から8月19日にかけて4回行っております。小城町の区長さん、それと三日月町の区長さん、芦刈町の区長さん、それと全体の区長さんに行っております。その後、パブリックコメントで意見公募を行っております。8月19日から9月20日まで30日以上意見公募を行いました。その後、計画（案）の告示ということで9月1日から9月14日までの2週間行ってしております。それと次に公聴会を9月27日から9月29日までの3日間で3回、ゆめぷらっと小城、ドゥイング三日月、ひまわりで行っております。その後、計画（案）の告示を都市計画法第17条第1項の規定による告示を行っております。それが10月17日から10月30日までの2週間、行っております。パブリックコメントとか告示、公聴会につきましては、住民とか関係する方から意見書の提出は可能となっておりますが、いずれも意見書の提出はございませんでした。以上が報告となります。説明の方、以上となりますのでご審議の方をよろしく申し上げます。

○後藤会長

それでは、ただいま説明のありました小城市下水道再編計画（案）ですけども、ちょっと私から、再編計画の言葉を説明してもらえますか？我々が最終的には告示するわけですよ。

○事務局（内田係長）

事業としては小城市下水道再編計画、再編事業として進めているんですけど、ここで審議していただくものは都市計画に関するものなので、小城都市計画下水道の変更（案）としてお願いしたいと思います。エリアを見直すっていう。

○後藤会長

よろしいですか。最終的にはエリアを見直すっていう審議をするわけですが、それに至る過程、プロセスとして、様々な意見、住民説明を踏まえた結果、と理解して最終的には都市計画ですので、先ほど説明を受けました分ですね、個々にする区域と区域外でよいか、一言で言うとそういうことですね。いかがでしょう。ご意見、審議等、お願いします。

○D委員

Dと申します。今回、さっき一部の農地とか空き地で増減があったみたいなご説明があったかと思うんですけど、それはまったく変更がなかった、ということと、この総括図にも入っているということですか、今回追加とか今回削除とか、今回というのほどの時点の今回なのかな。

○後藤会長

今回というのは、現在までの先程の小城下水・・・

○D委員

そしたらあの前回までの964から677に面積が少なくなったところに全部入っているということですね。

○事務局（内田係長）

一部が変わったというのは、7月の勉強会から今までの間に例えば田んぼや空き地だったところに公共ますをつけるとか、そういう形で下水道のエリアが入るとか一部発生したり、その3ヶ月の間に申請が出てきた分とかが出入りちょっとしている分があるということです。

○D委員

分かりました。

○後藤会長

まあ後ほどでももう一回質問していただいても。他にいかがでしょうか。

○D委員

すみませんもう一つ。今回、面積の変更…下水道の見直しの面積というところで数字が大きかったのが小城町の当初323から。

(…資料の確認…)

この大きな地図、総括図にも示してあると思うんですけど、前回決定区域が例えば小城処理区で323haから今回決定が122haということで。

○後藤会長

スライド12番ですかね。見ているものを教えていただけると。

○D委員

見ているものが違って…12ですね、12番。都市計画決定小城処理区という。(資料番号)04の12、そこが結構201ha減ですよ。減少率で言うと62%になるんですよ。結構大きな数字で地元も結構衝撃的な感じで受け止めてあったんですけど、さっき面整備が非常に遅れているという話もありまして。この資料でいくと(資料番号)01の3。他の清水・原田は100%、他の三日月、牛津、芦刈は76、91.7、77%。標準的など言いますか、てことであろうと。そこに現状でいくと小城処理区が20%の整備率ということで、面整備が非常に遅れているという捉え方ですけどもその意味が私よくわからなくて。なんでそこを回復するには、ほぼ30年から40年かかるって言われたんですけども、ちょっとその説明がいまいち良く分からないなと思って。

○後藤会長

よろしいですか。

○事務局(大坪課長)

まずですね、3ページの整備済み面積ですね、が大きな差があるということで小城処理区が20%、清水・原田、牛津については90%以上と、なんでこんなに差が出ているかということですが、これは着手年度の違いというのが一番大きいです。小城についてはまだ整備を始めて10年以上経っていないのでどうしてもこれだけしか進んでいないというのが現状です。

もう1点が30年以上かかるという話なんですけど当初の予定では令和12年で全部終了するというスケジュールで進めてまいりました。ところが物価の上昇とかあって、整備の進捗が遅れていってというのがありまして、現在整備している予算、年間予算を残りのヘクター、361ha、これをだいたい年間で10ha程度整備している状況なので、それを割り返すと単純計算するとやっぱり30年ぐらいかかるという結果です。

○D委員

もう今さらではあるんですが、小城市合併の時のまちづくりの方向性というか優先順位を住民アンケートとかで取られた時に、下水道整備って非常に上位にあったのを記憶しているんですよ。ただ、

先ほどもアンケート等で希望しない理由というところに、多額の費用、個人負担を含めて、そういう整備とか接続に多額の費用がかかるんだ、ということは本当に住民に理解された上でのこの順位だったのかなと思うんです。だから、本当に今さらなんですけど、整備計画を作る前にアンケート調査は必要であるという話を、見直しのところでのそういう状況ではあるんですけど、そもそものスタートのところではやっぱり、例えば今だと、1軒するのに400万ぐらい、1世帯当たりの下水道整備を行うのには約480万とかそういう整備費用がかかるっていう数字を示されておりますけども、もう少しやっぱりこう計画的に、そういったスタートのところでの色んな論議が本当に今さらであるんですけど必要だったなあとあらためて今、この大きな変更を余儀なくされているというのは国の情勢等でも分かるんですけど、ただこう…相当な時間もかかるっていうことで、当初の計画の在り方がどうだったのか、ちょっと感じているところです。

○事務局（大坪課長）

合併当初、下水道については、委員さんがおっしゃられたとおり、下水道に対する希望、下水道に対する考え方っていうのは上位にありました。さらにそういう考え方もあって、下水道が必要ということで、小城市でも進めてまいりました。いざ、全域をやるって計画を21年に計画がたったわけです。そのときは、色々国の算定マニュアルがあって、下水道でつないだ方がいいという区域を今の区域で964？ですかね964haでそのときは出した。ただ、それが10年以上経つ中で、物価の上昇とか人件費、こういった社会情勢も大きく変わっています。それと整備をする費用が予定しておりました当初進めておったときは、牛津とか芦刈とかだいが土質がゆるいところがあって安価だったんですけど、小城の地区がだいが費用がかかってきている。そういった見込が若干甘かったかと思います。そういったものを総合していくとどうしても今の現状になっていくとありますし、1番大きいのは国の概成というのがあって、今までは半分補助金で出ていたのが、その補助金の確保ができないということを考えていくと当初の計画の変更というのはやむを得ないかなと考えています。

○後藤会長

私からもひとつだけ確認させてください。

今日のご説明で、主にやはり経済的な理由、変更の理由とかなり市の財政を圧迫するような、財政的な理由を強く説明されていたと思うんですけど、人口減少・社会情勢もふまえた財政的な理由、このままやり続けると…っていう話で。

一方でD委員のご指摘もそうなんですけど、住民の方々はどう納得されたのか、ということがまあもう一つ大事なかなと思ってるんですけど、それについては住民説明会の結果報告ということで1番最後に1枚ぺら紙がありまして、特に面積が大幅に減少する小城処理区に関わる区長さん、どれくらいの人が集まり、特に大きな反対はなかったということですけど、そのあたり事務局としての住民の理解、

そのあたりの補足をいただければ。

○事務局（内田係長）

公聴会を開催するという事でホームページですとか市報に掲載した上で行ってありますが、お集まりいただいたのは、小城町で行った分で7名、三日月町で行った分で6名、芦刈町で5名の方がいらっしゃっています。その中で質問等、意見書の提出がございましたので、公聴会という形ではなく、ざっくばらんな意見を聞かせてくださいということで、最後に自由質疑というかたちで意見を伺いましたけども、エリアの見直しに対して、下水道が市営浄化槽になることに対する意見はありませんでした。あった意見は、主に市営浄化槽が負担金はどうなんですかとか、費用的なものはどうなんですか、費用は下水道と浄化槽で何か違いがあるんですか、そういったものがほとんどでありました。

○事務局（永田課長）

すみません次第の差替えをお願いします。6番の議事の所になりますけど、議題の名前が、再編（案）というのがおかしくて、公告等が小城都市計画下水道の変更（案）となりますので、（案）についての差替えで変更をさせていただいて、答申をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○後藤会長

よろしいですか。はい。

○D委員

差替えは了解しました。先ほど住民の理解ということで後藤会長ご発言ありましたけど、関係区長への事前説明会ということで関係区長ってなんですか…区長説明会で良いですね。

それでご参加いただけなかった区長さん、自治会に対しての説明であるとか、そういうのはどういう風にされたのかなていうのが1点と、区長以外にも民生委員さんたちにも説明とかされたと聞いたような気がするんですが、それ以外はされてないんですか。

○事務局（内田係長）

民生委員さんにはしておりません。

○D委員

分かりました。だいたいどれくらいの区長さん達が参加されて、参加されていない地域についてのそういうことについてお話しください。

○事務局（内田係長）

区長さんへの説明会、実際に行っているのは、今回の見直しにあたって、区域が変わるようなところ、そういった区長さんを対象に呼びかけをしております、小城町で33、三日月町で11の行政区、芦刈町が9つの行政区の区長さんをお願いをしました。

○後藤会長

来てない区長さんへのその後の対応はどうされましたか。

○事務局（内田係長）

実際来られていない区長さんもいらっしゃいまして、現在名簿がないんですが、手元にはございませんけども、6割ぐらいの区長さんがいらっしゃいまして、各町で来られていない方に向けて全体でも会を開いております。

○事務局（大坪課長）

残りの欠席の方、来られていない区に対してどういう周知をしていくか、ということですが、今後、下水道区域が変わるとこの地区に対して全戸でこういうかたちで変わっていきますと、下水道から浄化槽に変わっても負担金とか使用料とか、そういった説明を全戸配布で予定をしています。

○B委員

住民説明の件で、できればの話なんですけど、関係区長さんへの説明会とか公聴会とか開いていただいているんですが、住民さんほとんどピンと来られてないんですよ。本当に自分のところは下水に繋がるのか繋がらないのか。まだそういうふうに思われている方、たくさんいらしてます。できれば変更になった地域、特に私が住んでいる北小路は下水が来るところと来ない所とあります。そういう意味で行政区へ足を運んでいただいた説明会、丁寧な説明、住民さんに丁寧な説明会を、文書を全戸配布すると言われましたけど、やっぱり質問等が有られる方いらっしゃると思いますので丁寧な住民説明をしていただく、各行政区ですね。例えば北小路とか西小路とか、全然来ないところ、行かないところ、廃止になったところもあると思います。そういう行政区に市役所から出向いて、区長さん通じて出向いてもらったの説明会を、そこに住民さんが来られるかどうかは分かりませんが。そういう説明会をしていただければ、後々、小城市は丁寧な説明をしていただいたとなるんじゃないかと思うので、そういうことを、ぜひお願いをしたいと思います。難しいとは思いますが、こういう大きな変更のときは、それぐらいしていただきたいなと思います。

○後藤会長

強い要望ですね。

○B委員

はい。

○後藤会長

G委員さん、質問とか大丈夫ですか。

○G委員

区長会としましては、役員が三日月は9名おるわけですけど、役員の方には私の方からわかる範囲内で、一応説明しておりますけども、役員が部落に帰ってその担当、1区2区3区とあって、14部落ありますので、先般全体会議をやった時にいくらか下水道の料金が上がることはみなさんご承知のとおりで、決まったことだから、ということで一応通知が来ております。

○後藤会長

今の説明は三日月ですか

○G委員

三日月です。

○後藤会長

他にいかがでしょうか。

○後藤会長

私から要望で一つよろしいでしょうか。冒頭アンケートの結果があつて、半数弱くらいの方が未回答。これが若干やはり気になりますし。ご説明で興味がないというようなご説明もあつたんですが、興味がない方あるいは理解が難しくできていない方、あと接続する・接続しない、事前アンケートだから答えるのが難しかったアンケートではないかなと思うんですよね。

ですから都市計画決定というものを知った上で今後様々な機会で説明があるんじゃないかと思うんですけども、丁寧にやっていただければなと思います。個人的には浄化槽っていう別の処理、仕組みがあつて、そちらにシフトしていくので、生活上大きく支障をきたすっていうことではないかと思っておりますが、十分、下水道区域内か区域外か、説明を今後とも丁寧にいただければと思います。

他にいかがでしょう。

○C委員

私もひとこと。同じ区域、供用開始の区域の中で、個別に、四角の中で黄色は削除ということでしょう。

○後藤会長

例えば

○C委員

小城も三日月もけっこうあるんですけども、

○後藤会長

どこを今見てらっしゃいますか

○C委員

今、牛津。大きい地図の小城です。

○後藤会長

グレーの中に黄色があるということですか

○C委員

そうなんです。この小さい部分が削除されるということ自体が、隣同士におって、どういうことかと思うんですけど。

○後藤会長

多分総括図よりも個別の地区処理区毎を見た方が。いずれの地区にもそういうふうな。

○事務局（内田係長）

今、言われているのは、あれですね。全体の中に黄色いのが小さくあるってということですね。それは今、宅地じゃなくて農地とかになっている部分です。現地を見ながら確認して回って。

○C委員

農地は農地でもよかばってん、今回それば削除するってこと自体がおかしゅうなかかい。面的処理ば

しとうとやっけんが、根本的にそこいら辺が全部処理区域の予定地で上げとってようなかと。そうせんば、そこを宅地造成した方に下水道使ってくれて言うわけやろ。

○事務局（内田係長）

現状が農地なので例えば…

○C委員

目の前通つとおつとやろうもん。汚水管の。下水管の。通しとらんない話は別ばってん、通しとうとやけん面的処置やけんこの部分の中身はすんどうとやけん、この黄色の小さいなかにごましおのごと出てくつこと自体がカットしとかんぎ。

誰が見てでんが、素人が見てでんが。悩むやんね。外すんですか、入れられないんですかってみなさん大きく勘違いされますよ。本当は下水を通しとつとやっけんが、本管が通つとうとやけん、この地域はいつでも流せますよ、やろうもん。宅地造成して家つくったら。建物つくれば流せるて。

こういう表現の仕方をするのは非常にまずいだろうと思います。気の毒かばってん。せっかく区域で囲んでいるのにその四角の中にあんた黄色やけんて、黄色が禿げ頭んごと出てくつこと自体がですよ、まったく表現の仕方ば間違えとうと思っうんですけどね。

○事務局（永田課長）

墓地とかもある。

○C委員

もうそがんとはどがんでんよかて。目の前に下水管のいたとうつとやろうもん。そいぎそこ、農地廃止して、宅地造成して、家作って、流しますよって言った時に流せる状態の区域が処理区域から外しますって言うこと自体が表現がおかしいて言いよると。汚水の本管があっていつでも取り出しすれば流せる状態なのに、ぽつぽつごま塩のごと抜くという表現はまずいでしょと。処理区域内に入つとうとやけん。

○事務局（内田係長）

今黄色になっているのは宅地じゃないところ、農地とか。墓地であるとか。そういうところについて処理区域内から外しております。そこは下水管の整備が終わった後にそこが造成されたとしても、下水道で対応はできない。

○C委員

流せんですよ、って言うと。

○事務局（内田係長）

合併処理浄化槽で。区域外になりますけど、区域外での流入という形で対応したいと考えています。

○C委員

合併浄化槽やったら汚水管流さんやろうもん。

○事務局（内田係長）

合併処理浄化槽はですね。

○事務局（大坪課長）

あくまでもその黄色いところは下水道区域外という形で。下水管にその方がつないでもいいと思うんです。それはどちらでも選べます。

○C委員

選べますて。そいけん表現の仕方のおかしか。

○事務局（大坪課長）

そいばしとかんぎ、事業が終わった後に下水道でもうマスをつけれるかっていうと、実際つけられないので今回そういう整理をしています。

○C委員

マスを付けられない…？

○事務局（大坪課長）

下水道事業ではつけられない。個人でつける。

○C委員

もちろんそがんやろうもん。

○事務局（大坪課長）

あくまでもマスつくつとは下水道事業です。

○C委員

ああ、1メーターの部分に差し込むとは、公共事業で差し込むけん。

そしたらこのひとの黄色いところは流せるということはできるということですよ。

○事務局（大坪課長）

もちろんできます、区域外流入で。

○C委員

そいけん表現の仕方よ。だいが見てでんこのぼつぼつしとつとは田んぼであろうとなんであろうと流せないとですか？って言おうとなってくるやんね。

○事務局（大坪課長）

あくまでも区域の線引きが必要かけんが。やむなくしている。

○C委員

こがんとばみっぎん、下水道の処理区域を決めた時は、根本的な表現がまずいだろうて。

○事務局（香田副課長）

一番最初の時がですね。

○事務局（永田課長）

最初の時、田んぼ入れとらんやろう

○事務局（大坪課長）

入れとったい、入れとらんやったい。

○C委員

結構、アバウトにしとったとやろうもん。

○事務局（内田係長）

今回、それを抜くことですね、下水道の整備としては。黄色部分も区域外で接続したいとおっしゃったら接続できます。これが下水道処理区域になっていたら逆に市営浄化槽でいいよってなったとき

に市営浄化槽をうちで設置することができないという形になるんですね。

○事務局（香田副課長）

下水道区域に入っていると、下水道しかできない。

○C委員

処理区域に入らうない、目の前に本管のはいつうない下水道でよかろうもん。あつとけ。

○事務局（大坪課長）

一般的にこういうやり方をするとおっいていただければ。

○後藤会長

私も建築とか都市計画という空間を扱っているものとして、この虫食い図的な図の見映えは、何か都市計画としてどうかと思わなくもないです。今の説明だとむしろ選択の余地が虫食いエリアにはある。逆に言うとそこだけ選択の余地が与えていいのか。

そのあたり全国的に虫食いの…虫食いのという表現は不適切だと思うんですけど

○オブサーバー

絵的に見られた時に点々というかたちで見られると思いますけども、人口も減ってきている中で概成していかないといけないというのが1点ございます。

あと、おっしゃられることは十分良くわかるんですけど、その発想をし始めると、どこまでも下水道区域というのは広がっていつてしまつて、どこが限界点なのかというのがまず見えなくなるというのが1点ございます。

近隣の事例という意味でいけば、お隣の佐賀市さんが先行して数年前からこういったかたちを採用されている。何が問題かという、選択肢ができるのはさきほどご説明あつたとおり、良いというメリットがありますし、下水道サイドからしてみれば、先ほど委員がおっしゃられた様に通りの前にギリギリの境界ラインのところを管が走っているケースはいっぱいあります。その場合に下水道に接続してくれるなどおっいてるわけではなくて、区域外流入という形で接続して良いよと。じゃあその代わり条件としては何があるかといえば、取り付けるマス、取付管が本管とは別に宅地内まで1 m位に入れて、各地域によって1 m入れたり、2 m入れたりしますけども、そういう部分がいつまでも下水道事業の責任としておっいてないといけなくなつてしまう。

みなさんも知つてる通り、下水道事業だと企業会計、企業としての位置づけになつていますので、そういった部分でいくとこういつたかたち、ぎゅつとコンパクトにしていく、だからおっいて今回小

城市さんの方は現地調査を1軒1軒されて、現状宅地でないところ、田んぼであったりとか、そういったところを抜いていっている。そこは現状として大きな支障はないと考えています。見た目的には非常に細かい、かなり緻密な、正直、逆の話をすればべたべたと塗る方が楽なんです。でもそれではいつまでたっても終わり続けられないところがあるので。もともと令和8年度、10年概成という中で計画区域をびしりと決めなさい、ということが国から定められている中においては、こういう細かな作業になっていると考えてもらえれば良いと思います。

○後藤会長

C委員いかがでしょうか。今の問題は非常に大きな問題で、今日区域を審議していますので。

○C委員

はい、そうですね。根本的にそいけん、こっから先、田んぼを造成する人は自己負担してくださいって決めとってよかけんが、絵的には流せる区域はやっぱり処理区域内でいうかたちでしっかり残しておいてほしいなど。

ぱっと見て具合の悪かもん。ごましおの出っ張りの引っ込んだのほそな一ごしたい、かぶつきたい、何したじゃいわからんごたあこがな処理区域があるのかって言いたい。処理区域の処理の仕方ってはずかしい話じゃなかるかなと。

先ほどから面的処理はしてます、してませんで言いよっけん。本管の入っとる入っとらんの話して思っばってんが、目の前に本管の入っとんない処理区域としてすきっとしてしもうた方が絵的にはおそろしゅうきれいかばってん。がりがり虫の食うたごとなんですかねて言われる。根本的に処理区域を選定する場合の条件がどういう条件かは分からんばってんが、これは、ちょっと絵として見せられる状態にないだろうと、一般の方に説明するときには本当にこれを見せるんですよって思うくらいに。

○後藤会長

C委員慎重に発言していただきたいんですけど。もしこれが理解できないっていうんだったら反対してください。

○C委員

いやいや、私は十分理解してますよ。ただ、これを一般の方に言われて、それじゃあこの黄色の部分を抜くと私はどがんすつきよかとですかって地主は言いたくなりますよ。ですからこの区域は流せますよって区域に加えていただくのが1番ベストかなと。今回削除して書いてある黄色の部分、赤い枠に入っとうとは無しにした方がよかと思えます。あんまい強く言ったらあいやけん。

○F委員

私も役所側の人間なんで言いたくなかったんですけど。確認させてもらって良いですか。下水道計画再編についてですよ、地元の方と協議をしてないんですか。本来都市計画審議会でかけるのは、それが決まったやつを区域と面積を決定する、市長さんに諮問する機関だと思うんですよね。今、C委員さんがおっしゃっているようなことって、まだこれの公告縦覧する前の段階で十分議論するべきだったんじゃないかなって。それがされてなかったんじゃないですか。

○G委員

してない。

○F委員

法的には、ちょっと公告縦覧からパブリックコメントもやってるので、ここで審議会がオッケー出したら決定ですよ、市長さんに諮問すると。でも、それで本当にみなさん納得されているのかなあと思うので。あんまり言いたくなかったんですけどどうかなって思って確認させていただきました。

○後藤会長

えっと…かなり長時間になってますけど。どうしますか。ちょっと休憩はさみますか。ちょっと休憩入れます。長時間になって申し訳ないです。

(休憩)

○後藤会長

それでは審議を再開します。今までの議論聞いていると、この中でもまだ納得されていないようなご発言も多々ありますので、私としては今日ここで答申という形は若干不安を覚えますので、この審議を今日閉じるのではなく、もう1回継続するという事について少しご意見を頂きたいんですけど。まあ今日決めた方がいい、採決、それに関して採決しても良いですけど、するかしらないか。

C委員。すみません指名する権限はないかもしれませんが、目があつたので。

○C委員

いいですよ。言えといわれればしゃべります。

先ほどG委員が心配されよったけど、根本的に先生も心配しんさったけど45.7%で、ほぼ半分の方が未回答・未回収の中で。ここで良いですよと結論を出すのが早すぎるんじゃないかと。下水道課と都市計画課には申し訳なかばってんが、今一度、全区長会の各区長さんの席上でこういう状況ばってん

が、こいで行こうで思っばってんよかろうか？って説明会をびしゃっとしておいてほしいなど。
ここに訪ねてこられた時は、あなたのところは入ってませんよって言いよって思っばってんが。

○後藤会長

他にどうですか。

○A委員

すみません、1つ確認ですけど、今回これ継続審議にしたとして、全体のタイムスケジュールに大きな影響っていうのは与えないっていうことでよろしいでしょうか。ある程度タイムリミットはどれくらいなのか一応、確認しておきたいんですけど。

○事務局（内田係長）

ちょっと伸びてくればタイムスケジュール的には中々厳しくなってます。

○後藤会長

仮にもしもう一度審議をするということになれば……。その可能性はないというご発言ですか。

○オブザーバー（(株)NJS）

簡単に私の方から、審議が伸びれば伸びるだけ、手続きが遅れていきますので、下水道を整備するには国の認可というものを取っていかないとはいけませんけども、それが当初予定では来年度認可を取る予定になっていますけど、それがこの審議が伸びて来年度認可取れなければ再来年度になって…とある意味ではその間、整備が滞る影響はあります、事実として。

○後藤会長

ありがとうございます。

○A委員

先ほどC委員の方が、最後の方にぼろっとおっしゃったんですけど、住民に対する説明的なことしないといけない、みたいなそういうご意見も一部であるとするならば、かなり時間的な問題が出てくると思うんで。

継続審議で次回で決定となるとそのあたりがやっぱり心配で、今ご説明あったとおりどんどんどん後ろに行ってしまうとかなり全体的に遅れますので。どういうふうに考えていいか私自身は良く分からないんですけど。

○事務局（大坪課長）

はい、すみません、下水道課からなんですけど、住民の方への説明ということなんですけど、一応手続き上はですね、取るべき手順で進めております。さらに議会とかに説明する中で、もう少し丁寧に説明をと言われましたので、今回区域が変更になるところの区長さん全員集めて4回ほど事前説明会もおこなっております。公聴会も一般的には1回しか開かれないのを3回やらせてもらってますし、その公聴会についても市報で1番見開きで分かりやすいように住民さんの方にも知らしめています。それでも集まっていただけではないっていうのは、住民さんの下水道に対する関心が低いのかなって思います。やはり他の自治体のことも聞いてはいるんですけど、公聴会になかなか集まっていただけないというのを聞いています。

小城市としては丁寧な説明をこれまでやってきたつもりでございますし、ちょっとこれに関しては、説明はもうないと考えています。ただ今後、区域が変わったところに対しては、住民さんにどういった説明をしていくかということを今後もう少し丁寧に考えていきたいと思っております。

○事務局（内田係長）

後ですね、公聴会の後に自由質疑ということで意見をお伺いしたものを整理しておりますけども、個人的な意見以外のもので出たものを整理しておりますけども、エリアの見直しに対するどっちかっていうと反対意見というようなものは正直ございませんでした。みなさん市営浄化槽に変わった場合はどうするの？とかそういう形の内容になっているものがほとんどでした。

（スクリーンに資料を映し）これがですね、自由質疑でのQ&Aみたいな形ですけど、〇〇町の住民ですが、下水道区域と市営浄化槽区域の境目は行政区単位ですか？とかで、行政区単位ではなってませんよということで、さらに細かいブロック単位で比較・検討を行っておりますとお答えしています。

現在、単独浄化槽ですけど市営浄化槽にする場合にはどういう負担がありますか、ということでありましたんで、負担内容について説明しております。

あと、排水設備工事の工事費がどの程度ですかとですね。令和9年度以降の補助金が不透明とは、個人への補助金ですかとかですね。そういうのは工事の方の補助金ですよと対応しています。

何故小城処理区だけ整備遅れてるんですかとかには、先ほどもありましたように小城処理区の方は、着手が合併後で整備時期に違いがありますよと対応しています。浄化槽区域で既に設置している方…

○後藤会長

わかりました。結局、質問。これに対して質問ですけど参加された方のQ&Aですよ。私や皆さんの意見聞いてて問題になっているのは、参加されていない区長さんもいらっしゃるよとさっきご説明があったし、住民レベルまで説明が行き届いてないんじゃないかということの反論ですか。

○事務局（内田係長）

一応エリアに対するご質問はなかったのですが、うちの方としてはそういう理解をしておりましたというところでは。

○後藤会長

いや、それは良く分からないんですけど、今日は区域のことが大きな話題なんですけど、区域の説明をしてこういう…

○事務局（内田係長）

公聴会ではこういうふうに区域を見直します、下水道が来ないところにつきましては市営浄化槽で整理を行っていきます、という説明をしております。

○D委員

だからエリアを見直すことについての異論反論というのは特になかったんですね

○事務局（内田係長）

意見書はなかったし、自由質疑の場でもそういった質疑はございませんでした。

○G委員

区域の見直しですよ、土地開発がどんどんどんどん進んでいるわけですよ。市役所から上の。例えば初田、戊、それから仁俣、それと甘木ですね。かなりの戸数が建ちますよ。それでこういう風に「ここまで管が来てるのにもう一杯ですもんね管が」って言えば、みなさんがっかりする訳なんですよ。開発前に業者が買って、ここの区画整理したときに「下水道がここは通りませんよ」とか聞けば買い手がないというわけですよ。ある部落の区長は。「そういうこともやっぱり一応行政としては考えて区画整理とか何とかやっているのかな」という意見がでておりますよ。

○後藤会長

ありがとうございます。G委員、この審議会を今日結論出さずに継続するかしらないか、ということに関してのご意見有りますか。

○G委員

もう審議会は何回しても一緒ですから今日で終わったほうがいいんじゃないですか。同じ答えしか出

てこないから。だから住民説明を各区で、区画で囲まれた部落の内容で二部落なら二部落集めてまたずっと住民に説明。

区長に説明しても区長は説明しきらんわけです。図面を見てここまで来るもんねとか。「何かいそこまで来とうやっかって、そんないうちの前掘らせんぞ」とかそういう嫌がらせが出てくる可能性が出てくるわけですよ。

○F委員

下水道課さんの先程のお話でいうと、説明会とかをされた際に汚水処理は当然どちらかの方式のできるの、方針に関しての特に苦情とかは無く、実際の施工がどうなのか意見だったから、特に反対意見はなかったと感じてらっしゃるということですか。

○事務局（内田係長）

そうです。エリアの見直しに関して反対的な意見はなかったの

○後藤会長

どうでしょうかね。都市計画そのものを理解するって実は難しいと思っているんですけど。手続きとしては、都市計画決定にいたる手続きではあるんですよ。ちょっと心配するのは、ここの何名かの委員さんは都市計画決定ということを理解していない可能性があります。ここに委員でいられる方もですね、ただ、そうではないのかな。それを理解した上で、その後の影響を気にされているだと思いますけど、どうでしょうかね。D委員いかがですか、継続か決定か。

○D委員

スケジュール的なことって結構タイトと言いますか、時間がないからってそれを理由とするのは若干ひっかかりはするんですけど、一応住民説明ということでは、さっき課長がおっしゃったみたいにするべき手順はしっかり踏んでいると、区域の見直しをする区長も全体で6割は出席されて、欠席をされたところ、全戸配布を予定しているっていうのは欠席のところなのかな、

○事務局（大坪課長）

全てです。

○D委員

全てね、ということと、それから変更地区等に出向いての説明会も区長会会長さんがおっしゃった様に要望があるところというところでは、積極的に是非やっていただきたいというのを申し上げて、今日、

エリアの見直しってということについての都市計画についてこれでいいかっていうことについては、採決して答申の形をとっていいのかなと思います。

○後藤会長

それでは、今のご発言は、採決して良いんじゃないかという意見でしたが

○D委員

しないと現に来てるところ、下水道エリアに決まっているところ、住民さんの関心の度合いもですね

○後藤会長

あくまでも個人的意見ですけど、都市計画というのは、必ずしもやっぱりどこかを集中的にやって、選択をするっていうある種強い権限を持っているんですよ。それが市全体にとってはそっちが望ましい方向っていう決定でもあるし、どこまで住民の方に、個人の方に周知できるかっていうのは私も限界があるような気はするんですよ。住民説明というのは際限ないけど、そういうことを努力していただく。例えばですけど、付帯意見をつけてこの場で採決っていうのもあると聞きましたけどいかがでしょう。

○B委員

一個良いですか、Cさんが言われたこの虫食いの部分は、このまま虫食ってあれですけど、黄色の中にある個別のかけた部分はこのままでいくってということになるんですかね。

○C委員

そうです。そこだけ選択方式で、自分が合併浄化槽でいくなら、合併浄化槽で良しと。下水道使いたかない、本管引き込みから自前でやってくれと。

○B委員

そこらへんがやっぱい説明ですね、説明をしっかりとしてほしい

○C委員

そこをしっかりと理解しとかな。

○後藤会長

C委員理解できました？

○C委員

もちろん、分かっております。

○後藤会長

だから、C委員のさっきの発言は、「慎重にしてください」って言ったのは、線がおかしいっていうけっこう強い意見だったんですよ。できないって強い意見だったので。そこは撤回されるんですね。撤回されますか。

○C委員

撤回は本当はしたくないんですよ。私は処理区域ば決めたない、この区域の中にこういう虫食い状態があるのはおかしいんじゃないですかって、絵的にですね。

○後藤会長

私も絵的におかしいっていうのは本当に同意するですけど。

○C委員

ただ、「田んぼだと、墓地だと」いう話で、今から。

○後藤会長

ある種の合理性の説明があったと思うんですけど。それを理解されているか理解されていないかが結構大きくなって私としてはですね。納得されたくないんだったら継続しても良いと思うですよ。

○C委員

いやいや、私はどっちでもかまいやせんとぼってんが。ただ、絵的に具合の悪か。

○A委員

今のお話ですと、絵的な問題と説明で済む問題と両面あると思うんですけど。委員としては絵的という問題は置いといて、丁寧な説明をすることによって理解を得られるとか納得が得られるなら、それは大丈夫だということなのか。

絵的という話をされてしまうと永遠に線引きを変えてしまわないと解決しない問題なので。これはどちらのご意見なのか確認したいんですけど。会長が先ほど絵的におっしゃったのは、あくまでも専門家としての話であって、審議会としての立場ではないと思うんで。どちらなのかちょっと確認させ

ていただいて、その上で委員としての意見というか立場をはっきりさせてほしいと。そうじゃないとまた動いていかないといけないという危険性がありますので。

○C委員

いやもう、絵的にこれで行くということであれば、それで行っていただいてけっこうで。先ほど言われたようにこの虫食い状態の方々にはご丁寧な説明を必ず実施して、選択方式ですよと内容を理解していただければそれでいいんじゃないかと。その分の付帯決議を付けて、答申を出していただければ私はせっぱつまっとうない、はよ手上げてやっけん、はよいきんしゃいって。

○後藤会長

すみません長くなって。ご意見もおおよそ出尽くしたんじゃないかと思っておりますので。

先ほど少し申し上げたように、特に説明が必要であろうと思われる住民の方々には、今後も説明を尽くしていただく、というような趣旨の付帯意見を付けるという前提で、この小城都市計画下水道変更（案）について採決したいんですけども、この案についてご承認いただけますでしょうか。承認いただける場合は挙手をお願いします。

（全員）挙手

○後藤会長

はい、どうもありがとうございました。では本日の議案についてご承認いただきましたので答申書を作成し、市長へ提出させていただくこととします。それでは進行をお返しします。

（閉会）

以上